

## 規 則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月三十日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則一八一―一四

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一八一―六）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「第二条第三号」を「第二条第四号」に改め、同条中「第二条第三号本文」を「第二条第四号イ及びロ以外の部分」に改め、同条第一号中「において」の下に「当該非常勤職員又はその配偶者が」を加え、「非常勤職員に限る」を「場合に限る」に改め、同条第二号中「当該育児休業に係る子について、当該任期を更新され、又は当該任期が満了した後に引き続き採用されたことに伴い、当該任期を「当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期」に、「引き続き採用された日」を「採用の日」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「第二条第三号ロ」を「第二条第四号ロ」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「第二条の三第三号」を「第二条の三第三号ロ」に改め、同条第一項中「いずれかの場合」の下に「（条例第二条の三第三号の規定による育児休業をしたことがない場合に限る。）」を加え、同条第一号及び第二号中「第二条の三第三号」を「第二条の三第三号ロ」に改め、同条に次の一号を加える。

三 条例第三条第一号から第三号までのいずれかの事情に該当した場合

第七条（見出しを含む。）中「第二条の四」を「第二条の四第二号」に改め、同条中「前条中」の下に「第二条の三第三号の規定」とあるのは「第二条の四の規定」と、「」を加え、「一歳六か月到達日」を「一歳六か月到達日」に改める。

### 附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定（第二条の見出し中「第二条第三号」を「第二条第四号」に改め、同条中「第二条第三号本文」を「第二条第四号イ及びロ以外の部分」に改める部分に限る。）及び第三条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。